

循環型社会形成を考える

東日本国際大学 名越智恵子

はじめに

循環型社会形成の概要

1 循環型社会はなぜ必要か

現在をどう生きるかではなく「持続可能な豊かな社会を次世代にいかにして引き継ぐか」が循環型社会形成の基本理念だと思います。

近代の生産システムは資源投入 - 製品生産 - 消費 - 廃棄物で途切れてしまうところに大きな問題があります。この一方通行のシステムが続けば資源は減る一方、廃棄物は増える一方ということになるのは明らかです。これらに対処するためには生産や消費を軸とした社会の仕組みを変えなければなりません。それが循環型社会という考え方が出てきた背景だと思います。

2 循環型社会とは何か

2001年1月施行の循環型社会基本法では「廃棄物の発生を抑えること。循環可能な資源を循環的に利用すること。廃棄物の適正な処分が行われることの3つの条件を挙げ、これらが実現することによって資源の消費を抑え環境インパクトが低減できるような社会を循環型社会という。」と定義。

つまり、循環型社会とは、資源の枯渇と廃棄物の排出を抑えながら人類の生活に不可欠な産業経済活動が持続する社会のことだといえます。循環型社会で重要なことは、自然環境を汚染・破壊しないだけでなく、「健全で持続可能な産業経済活動を保証する」こと。

3 循環型社会形成に向けての具体的取り組み

資源を減らさず廃棄物を増やさないためにはいくつかの方法が考えられます。

- 1) リサイクル (Recycle): 再利用
- 2) 廃棄物の減量 (Reduce)
- 3) 再使用 (Reuse)

以上の3つを合わせて3R政策と呼ばれている。

循環型社会形成推進基本法 (循環型社会基本法) における優先順位

廃棄物対策の優先順位は 廃棄物の発生を抑える Reduce、使用済み製品を再使用する Reuse、廃棄物を再生利用する Recycle、廃棄物から熱エネルギーを取り出すサーマルリサイクル、廃棄物を適正に処分する、の5つに分類し、技術的経済的に可能である限り上位の対策を優先的に実施する。

4 循環型社会と個人、行政、企業の役割

1) 循環型社会と日常生活 - 日常生活の中での個人の役割

環境問題の解決には根本的には個人のライフスタイルの変更、意識改革が不可欠。

2) 循環型社会に対する行政の役割

行政が果たすべき最大の役割は、生産者と消費者の間に立って法律や条例を作り、住民生活を安定したものに導くこと。

法的規制や優遇政策などの法律や条例の制定以外にも、公共事業などの進め方も行政の重要な役割。

その他、温暖化対策、省エネ対策などに加え、環境汚染防止だけでなく資源の枯渇を抑える意味でも太陽光発電、風力発電の開発普及に取り組むなど行政の役割は多岐。

3) 循環型社会に対する企業の役割

循環型社会の実現には生産・流通・サービスを担う産業界の役割も当然大きい、これはむしろ総合行政として取り組むべき課題。循環可能な製品を開発する技術面での責任は生産者がもっとも大きい。

循環型社会の形成に向けて望まれる技術として、排出防止技術、新素材、代替エネルギーなどの開発。

循環型社会の実現をめざす日本での先進的な事例

1995年国連大学が提唱したというゼロエミッション。単に廃棄物を減らすだけでなく新しい産業を起こそうとする狙いも。

ゼロエミッションの具体的な例：山梨県の国母工業団地。エコタウンをめざす北九州市の実践。紺野委員報告の「エコタウン事業の承認地域マップ」。

各論

1 「古紙の分別回収について」：紺野委員

リサイクルは循環型社会形成において重要な課題の一つだが、概要で述べたように採算性の確保は容易ではない。「福島リサイクル推進協議会」の取り組みは示唆に富んでいる。古紙の分別回収は「従来の焼却経費・運搬経費が削減でき、資源として再生され、社員の無駄を省く意識向上にも役立つ」という三方一両得」という評価は大切な視点。

2 「廃棄物削減のための経済的手法」：東田委員

環境先進国といわれるドイツでも「環境問題は、環境教育も重要だが倫理観に頼るだけでは解決が難しい面があり、協力者には褒章を、違反者には制裁を課するような経済的な対応も対策として不可欠だ」ということが指摘されている。東田委員の説明で特に強い印象を受けたのは、「リサイクルにもエネルギーが必要ですし、リサイクルの増加によって消費量が増加する可能性もあります」という指摘は廃棄物問題の核心。「廃棄物の量を発生源において削減する」ことが廃棄物問題の根本だと思う。

3 「資源循環型社会への取り組み」：福島キヤノン株式会社和泉委員

福島キヤノンの具体的できめ細かい取り組みについての報告は多くの企業がこれから循環型社会形成の問題に踏み出していく上で先進的な参考として大いに役立つ。

4 「産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会資料」：J A 福島中央会中島委員

農業・農村・森林を総合的にとらえ、消費者とのつながりを大切にした姿勢が印象的。学校教育支援事業は注目に値する。資源循環型農業の取り組みはたいへん貴重。

5 「検討会における産業廃棄物行政と経済的手法に関する発言」

1) 産業廃棄物の排出抑制

排出事業者への啓発活動とマニフェスト制度の徹底を進め、優良排出事業者を広報などで評価し、なんらかの形で表彰するなど、育成に努める。

生産段階で廃棄物の発生を抑制するような技術開発と積極的な取り組みを促す努力が必要。欧州諸国のように廃棄物の回収と処理を製品生産者に法的に義務付けることがもっとも望ましいが、特に公共事業における行政の責任は大きい。構造物の耐久性向上やまだ使えるものを壊すのではなくリフォームや再利用することも重要な課題。

2) 産業廃棄物の再生利用・適正処理の促進

廃棄物の減量（Reduce）、再使用（Reuse）、再利用（Recycle）の優先順位を重視し、再使用は具体的対象を絞って検討し徐々に対象項目を広げて行く取り組み。

また、再利用については採算性の取れない製品は見通しなく分別回収を続けるのではなく製品の使用自体を検討する必要。

中間処理業者への適切な対応は不法投棄問題の解消とも関連してきわめて重要。優良処理業者に対しては技術開発の奨励も含め育成表彰を検討。

3) リサイクル産業の育成

リサイクル産業の育成は重要だが、採算性の困難な分野はいたずらに助成することは問題。廃棄にコストのかからない製品の普及を助成するのは有意義。ただし、生産事業者のリサイクルまで助成するのは厳しい条件付与が必要。生産事業者にはあくまで技術開発を促すべき。

市民段階でのリサイクル活動は環境意識の向上という観点からも助成したいが、経済性無視には限度があり、将来経済的に成り立つ見通しがあれば当初コミュニティ育成などと兼ねて助成していい。

4) 最終処分場の適正管理

5) 不法投棄の根絶

産業廃棄物の回収・処理は排出事業者の責任であると法的に位置付けないと根本的な解決にはならない。それまでは監視体制を強化するしか打つ手は無い。

6) 産業廃棄物の広域移動への対応

監視体制の強化しか手はない。

7) 経済的手法

産業廃棄物処理の費用は原則的には排出事業者が負担すべきだ。でないと排出削減の問題は解決していかない。廃棄物処理の費用を製品コストに上乘せするのは企業の判断であり、産業競争の問題。

経済的手法は廃棄物排出や環境負荷を低減する手段として有効だが、具体化には可能なことから実行に移すべきだ。排出事業者には排出抑制や生物系プラスチックなど循環型社会形成に役立つ技術開発を助成する。優良中間処理業者を助成する。生ごみ堆肥化を助成する。再使用、再利用を助成する。ごみの有料化も検討している。リサイクルは排出事業者に回収・処理の責任を明確にすべきだ。

6 「循環型社会形成に関する方針の策定について」(中間答申): 福島県環境審議会
策定の基本姿勢と理念は大変明快で簡潔。

平成 15 年度事業(資源循環関連)の中でも取り上げられているが、少し強調しておきたい項目は下記の通り。

- 1) 再生可能エネルギーの開発: 自治体発電と熱源併用の導入。小口水力発電の検討
- 2) バイオマス活用の検討
- 3) 行政による生ごみ堆肥化施設の建設または助成
- 4) 環境教育の取り組み、特に低学年対象
- 5) 節電省エネ運動の奨励: 家庭には電気、ガス、水道などの基本料金の低減と累進性の適用など、事業者には時間差電力消費システムの導入など。

おわりに

行政の施策立案の過程で参考となる意見を専門領域ならびに市民の目線から提起するのが当検討会の役目であり、それらを参考にしながら実行に移すのが行政の責任だと思えますので、個々の具体的項目については更にワーキンググループを設けて深く検討されますことを期待します。